

「給与所得の源泉徴収票」等に関する重要なお知らせ

- ◆ 郵送する年末調整関係書類には用紙を同封しません
- ◆ 市町村・税務署窓口には用紙を設置しません

- ▶ 国税局・税務署では政府の推進するデジタル化の一環として、「給与所得の源泉徴収票」等の電子的提出を推進しております。
- ▶ 令和8年分以降、事業者へ郵送する年末調整関係用紙及び市町村・税務署の窓口における対応は、次の表のとおりとなります。

書類名	郵送する年末調整関係書類		市町村または税務署窓口	
	令和7年分	令和8年分以降	令和7年分	令和8年分以降
給与所得の源泉徴収票	同封しない	同封しない	設置あり	設置しない
給与支払報告書（総括表）				
給与所得の源泉徴収票等法定調書合計表	1部同封			

- ▶ 手書き用の用紙が必要な場合は国税庁ホームページから取得できます。裏面をご覧ください。
- ▶ 令和9年1月以降、「給与支払報告書」を市町村へ提出した場合（※）は、税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされますので、税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出する必要がなくなります。※提出方法（電子・書面）は問いません。
- ▶ eLTAX(地方税ポータルシステム)から「給与支払報告書」を作成・提出すると、事業者及び従業員の双方にとってメリットがあります。
- ▶ 詳しくは、裏面をご覧ください。



eLTAXのご利用方法はこちら

eLTAX



<https://www.eltax.lta.go.jp>

みんなが便利な
eLTAXが
オススメです!!



令和9年1月以降、“**eLTAX**”で「給与支払報告書（個人別明細書）」を市町村に提出すると、提出先の市町村に自動で振り分けられるほか、「給与所得の源泉徴収票」の情報が各従業員のマイナポータルに連携されるので、従業員の方もスムーズに確定申告ができます。

給与以外の法定調書の
作成・提出はe-Taxを
是非ご利用ください

e-Tax（WEB版）



<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>

書面で作成・提出する場合はこちら

市町村に提出する「給与支払報告書（個人別明細書）」と受給者へ交付する「給与所得の源泉徴収票」を同時に作成・出力できるファイルをリンク先に掲載しています。

ファイル名：【入力用】給与支払報告書・給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）

手書き用の用紙が必要な場合も、こちらのリンク先から出力することができます。（複写式ではありません。）

国税庁ホームページ



<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100051.htm>

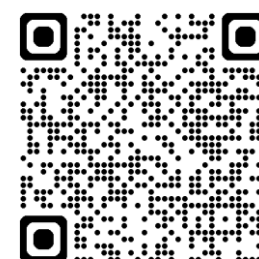
※令和8年6月頃掲載予定

受給者への電子交付についてはこちら

従業員の方に対して、「給与所得の源泉徴収票」を電磁的方法により交付することも可能です。



国税庁ホームページ



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/denshikofu-qa/question.htm>